



健感発第 0512007 号  
平成 20 年 5 月 12 日

各 

都道府県
政令市
特別区

 衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省健康局結核感染症課長

「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第 13 条第 1 項  
の規定に基づく届出の基準について」の一部改正について

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律及び検疫法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（平成 20 年政令第 175 号）が平成 20 年 5 月 2 日公布され、本日施行されることに伴い、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第 13 条第 1 項の規定に基づく届出の基準について」（平成 17 年 6 月 20 日健感発第 0620002 号本職通知）の一部を別添のとおり改正し、本日から適用する。

なお、本改正により、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第 13 条第 1 項（第 5 項において準用する場合を含む。）の規定に基づく獣医師の届出の様式は、上記通知に規定することになったことから、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則の一部を改正する省令の施行について」（平成 16 年 9 月 2 日付け健感発第 0922001 号本職通知）の別紙 1 は廃止する。

(別添)

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第13条第1項の規定に基づく届出の基準について  
新旧対照表

平成20年5月12日 健感発第0512007号

新	旧
<p>感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 第13条第1項の規定に基づく届出の基準について</p> <p>感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「法」という。）第13条第1項（第5項において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定による届出について、<u>別紙「獣医師の届出基準」</u>を定めるとともに、<u>別記の通り届出書の様式を定めたので、届出に関する事務の施行に遺憾のなきを期するとともに、関係機関へ周知されたい。</u></p> <p>（略）</p>	<p>感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 第13条第1項の規定に基づく届出の基準について</p> <p>感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「法」という。）第13条第1項（第5項において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定による届出について、<u>別紙「獣医師の届出基準」</u>を定めたので、<u>届出に関する事務の施行に遺憾のなきを期するとともに、関係機関へ周知されたい。</u></p> <p>（略）</p>
記	記
<p>1～3（略）</p> <p>4 <u>「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則の一部を改正する省令の施行について」（平成16年9月22日付け健感発第0922001号厚生労働省健康局結核感染症課長通知）の別紙1を廃止する。</u></p>	<p>1～3（略）</p> <p>4（新規）</p>
<p>別紙「獣医師の届出基準」</p> <p>第1～第8（略）</p> <p>第9 <u>鳥インフルエンザ（H5N1）</u></p> <p>1 定義 A/H5N1型インフルエンザウイルスによる感染症である。</p> <p>2 対象となる動物 鳥類に属する動物</p> <p>3 動物における臨床的特徴 一般に、感染した鶏、七面鳥、うずら等では全身症状を呈して大量に死亡する。その他の鳥類では種類により無症</p>	<p>別紙「獣医師の届出基準」</p> <p>第1～第8（略）</p> <p>第9 <u>インフルエンザ（H5N1）</u></p> <p>1 定義 A/H5N1型インフルエンザウイルスによる感染症である。</p> <p>2 対象となる動物 鳥類に属する動物</p> <p>3 動物における臨床的特徴 一般に、感染した鶏、七面鳥、うずら等では全身症状を呈して大量に死亡する。その他の鳥類では種類により無症</p>

状又は軽い呼吸器症状から全身症状まで、様々な症状が認められる。

4 届出基準

(1) 獣医師は、次の表の左欄に掲げる検査方法により、鳥類に属する動物又はその死体について鳥インフルエンザ(H5N1)の病原体診断をした場合には、法第13条第1項(同条第5項において準用する場合を含む。)の規定による届出を行わなければならない。この場合において、検査材料は、同表の右欄に掲げるもののいずれかを用いること。

検査方法	検査材料
PCR法による病原体の遺伝子の検出	総排泄腔拭い液、口腔拭い液、血液又は臓器
ウイルス分離による病原体の検出	

(2) 獣医師は、臨床的特徴、血清学的状況若しくは疫学的状況から鳥類に属する動物又はその死体が鳥インフルエンザ(H5N1)にかかっている疑いがあると診断し、又はかかっていた疑いがあると検案した場合は、(1)にかかわらず、病原体診断を待たず法第13条第1項(同条第5項において準用する場合を含む。)の規定による届出を行わなければならない。

状又は軽い呼吸器症状から全身症状まで、様々な症状が認められる。

4 届出基準

(1) 獣医師は、次の表の左欄に掲げる検査方法により、鳥類に属する動物又はその死体についてインフルエンザ(H5N1)の病原体診断をした場合には、インフルエンザ(H5N1)を指定感染症として定める等の政令(平成18年政令第208号)第2条において準用する法第13条第1項(同条第5項において準用する場合を含む。)の規定による届出を行わなければならない。この場合において、検査材料は、同表の右欄に掲げるもののいずれかをもちいること。

検査方法	検査材料
PCR法による病原体の遺伝子の検出	総排泄腔拭い液、口腔拭い液、血液又は臓器
ウイルス分離による病原体の検出	

(2) 獣医師は、臨床的特徴、血清学的状況若しくは疫学的状況から鳥類に属する動物又はその死体がインフルエンザ(H5N1)にかかっている疑いがあると診断し、又はかかっていた疑いがあると検案した場合は、(1)にかかわらず、病原体診断を待たずインフルエンザ(H5N1)を指定感染症として定める等の政令第2条において準用する法第13条第1項(同条第5項において準用する場合を含む。)の規定による届出を行わなければならない。

別記様式

(新規)

保健所コード 別記

**感染症発生届（動物）**

都道府県知事（保健所設置市長・特別区長） 殿

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第13条第1項（同条第5項において準用する場合を含む。）の規定により、以下のとおり届け出る。

報告年月日（平成 年 月 日）

獣医師の氏名 \_\_\_\_\_ 印  
（署名又は記名押印）

診療に従事する施設の名称 \_\_\_\_\_

上記施設の所在地・電話番号 \_\_\_\_\_ 電話（ \_\_\_\_\_ ）  
（施設がない場合は獣医師の自宅の住所・電話番号を記載）

1 動物（死体）の所有者の氏名	_____
2 動物（死体）の所有者の住所	_____
3 動物（死体）の所在地	電話（ _____ ）
4 動物が出生し、若しくは捕獲された場所又は飼育され、若しくは生息していた場所	_____

<b>5 感染症の名称及び動物の種類</b> <small>（該当する番号を囲むこと）</small>	① エボラ出血熱のサル（サルの種類） ② マールブルグ病のサル（サルの種類） ③ ペストのブレイリードッグ（ブレイリードッグの種類） ④ 重症急性呼吸器症候群の（病原体がSARSコロナウイルスであるものに限る）イタチアナグマ、タスキ、ハクビシン <small>※いずれかの動物を囲むこと</small> ⑤ 細菌性赤痢のサル（サルの種類） ⑥ ウエストナイル熱の鳥類（鳥の種類） ⑦ エキノコックス症の犬（犬の種類） ⑧ 結核のサル（サルの種類） ⑨ 鳥インフルエンザ(H5N1)の鳥類（鳥の種類）
<b>6 診断方法</b>	① 病原体検査（検体） <small>（方法）</small> <small>（型）</small> ② 血清学的検査（検体） <small>（方法）</small> <small>（型）</small> ③ その他（ _____ ） <small>（該当するものを全てを記載すること）</small>
<b>7 獣医師が感染症の発生の予防及びまん延の防止のために必要と認める事項</b>	_____ _____

<b>B 動物の症状及び転帰</b>
9 初診年月日 _____ 平成 年 月 日
10 診断(検査※)年月日 _____ 平成 年 月 日
11 死亡年月日(※) _____ 平成 年 月 日
12 推定される感染時期・感染原因
・推定される感染時期 ① 平成 年 月 ② 注意義務をもっても特定できず ・感染原因 ① { _____ } ② 注意義務をもっても特定できず ③ 実験感染
13 同様の症状を有する他の動物（死体）の有無
① あり（ _____ ） <small>（群の感染の場合その規模： _____ ）</small> ② ない
14 人と当該感染動物との接触の状況
① あり（ _____ ） ② ない

この届出は、診断後直ちにしてください。

1及び2欄は、所有者以外の者が管理する場合においてはその者、又は動物の所有者がない又は明らかでない場合においては占有者の氏名及び住所、所有者又は占有者が法人の場合は、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記入すること。  
 5、6、12から14欄は該当する番号等を○で囲み、9～11欄は年月日を記入すること。  
 ※は、死亡した動物を検査した場合のみ記入すること。